

「小樽市パートナーシップ宣誓制度(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	3 人
2 意見等の件数	10 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	1 件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	パブリックコメントの対象となっている2文書、小樽市パートナーシップ宣誓制度(案)について、(仮称)小樽市パートナーシップ宣誓制度に関する実施要綱(案)に関する責任部署と連絡先などが未記載である。	御意見のとおり、必要な部分について責任部署等を記載します。
2	小樽市パートナーシップ宣誓制度(案)は小樽市が定めるどのような位置付けの行政文書なのか不明である。さらに、今後常時市民が条例と同程度に参照できる環境に掲載されるべきである。	小樽市パートナーシップ宣誓制度(案)は、第3次小樽市男女共同参画基本計画内の「基本方向4 多様性を尊重する意識づくり」に位置付けた、「施策(9)多様な性への理解促進」における「パートナーシップ制度の導入」を制度化したものです。今後はこれを市ホームページに掲載し、市民が閲覧できるようにします。
3	小樽市パートナーシップ宣誓制度(案)に次を記載すべきである。 (1)パートナーシップに関する小樽市の見解・意見 (2)本制度の定着と改善に関することを目的としたPDCA運営 (3)今後の予定に市民への周知徹底	(1)小樽市の見解・意見は、「2. 制度の趣旨」内に記載のとおりです。 (2)本制度については、目標値の設定などPDCAサイクルの設定が難しいものと考えておりますので、制度の運用に当たっては、必要に応じ、国や道の動向、社会情勢等による見直しのほか、市民意識調査による定着度の調査の実施などを検討していきます。 (3)御指摘の「12. 今後の予定」については、制度導入までのスケジュールを記したものであるため、今後は、リーフレットや市ホームページの活用などにより周知啓発に努めてまいります。
4	(仮称)小樽市パートナーシップ宣誓制度に関する実施要綱(案)に本制度の定着と改善に関することを目的としたPDCA運営を条項として追記すべきである。	本制度については、目標値の設定などPDCAサイクルの設定が難しいものと考えておりますので、制度の運用に当たっては、必要に応じ、国や道の動向、社会情勢等による見直しのほか、市民意識調査による定着度の調査の実施などを検討していきます。
5	(仮称)小樽市パートナーシップ宣誓制度に関する実施要綱(案)に複数の様式があるが、いずれも宣誓者の捺印を求めている。その考え方を示して欲しい。	申請書類には全て本人確認書類の添付を求めており、文書作成者の真正性は確保されると考えられることから、押印は求めないものです。
6	第3条で近親者とのパートナーシップを否認していますが、パートナー同士で、生物学的に子をなすことが事実上不可能ならば、認めても良いように思いました。近親者間どうしの関係性もまたマイノリティの関係で、多様な関係性の一つだとも思いますし。	パートナーシップ宣誓制度は、婚姻に相当する関係として認めるものですので、民法上、異性間であっても婚姻できない関係性の方のパートナーシップを認めることは、適当ではないものと考えます。
7	第7条で子は未成年に限定していますが、限定する必要性が分かりません。パートナーシップ宣誓制度は自分たちが家族であることを世間に認めて欲しい場合に申請されると思うので、子が成人であっても、子本人にその意思があるなら、成年の子も認めた方が良くと思います。	未成年の子どもに関する困りごとの軽減につながる観点から、希望する場合、宣誓書等への子の氏名を記載できることとしています。成人した子については、親の監護の対象ではなくなることから、記載の対象とはしていません。
8	第11条の(3)も同様に、死亡しても、自分たちが家族で会った事実を残しておきたいと言う気持ちが遺族に生じないでしょうか。死亡しても、残りの申請者が望む限り、パートナーシップであることを認めた方が良く思いました。	パートナーシップ関係の重複などを避けるため、要件を満たさなくなった場合、受領証等の返還を求めるものです。なお、紛失その他やむを得ない事情があるときは、返還を要しないものとしています。
9	第16条で、周知啓発に留めていますが、弱い気がします。世の中の偏見、差別意識は根強いように感じます。指導まで踏み込んだ方が良く思いました。	本制度の導入によって、性の多様性がより身近に感じられるようになることが期待されます。さまざまな考えの人がいる中で、生きづらさの軽減を図るためには、制度の趣旨の理解と認識の広まりが重要であるとの考えから、本市としては、リーフレットの作成や市ホームページの活用など、より一層の周知啓発に努めてまいります。

No.	意見等の概要	市の考え方等
10	<p>「4.宣誓対象者の要件」のうち(2)の要件(以下、住所要件と呼びます)は条件が厳しすぎるように思います。住所要件を「当事者のうちのいずれか一方が小樽市内に住所を有する、または、市内への転入を予定していること」という要件に緩和することを希望します。理由は以下の通りです。</p> <p>第1の理由は、住所要件によって、小樽市パートナーシップ宣誓制度(以下、本制度)を利用する当事者と婚姻制度を利用する当事者との間に、「別居をする自由」の点で著しい不平等が生ずることです。婚姻の場合、最近では、入籍後も別居を選択するカップルが増えています(いわゆる別居婚)。たしかに、民法752条は夫婦の同居義務を一応は定めていますが、その違反への罰則はなく、同居するか別居するかは当事者たちの自由な合意に委ねられているのが実状です。にもかかわらず、本制度が当事者双方に小樽市の住民票を有することを求めるのであれば、それは異性愛者と比較して性的マイノリティの別居の自由(つまり一方当事者が小樽市外に住みつつパートナーシップ関係を継続する自由)を著しく制約するものです。その点で、依然として異性愛カップルと性的マイノリティを当事者に含むカップルとの間には不平等があると言えます。この不平等は、相続権をめぐる不平等のような国家法に由来するものではなく、本制度の改訂によって改善されるものです。それゆえ、「3.制度の概要」でも述べられている通り、本制度の目的がパートナーシップを結ぶ当事者たちの関係性を婚姻相当であると証明することにあるのならば、「9.宣誓書受領証・受領カードの返還・取消」の(2)のような例外規定(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出したときはパートナーシップ関係が継続される)を設けるだけでなく、住所要件そのものの緩和が望ましいと考えます。</p> <p>第2に、上記の点と関連しますが、本制度は小樽市の街としてのイメージを低下させるものと考えられます。本制度の導入の目的の一つは、小樽市がマイノリティの人権に配慮した多様性に開かれた街だというアピールをすることにもあると考えています。こうしたブランド戦略に人権問題を「利用」することの是非はここでは措いておくとしても、住所要件の維持は本市のイメージを低下させるという逆の効果をもたらす可能性もあると思います。というも、全国的・全道的に見てパートナーシップ制度の導入はもはや珍しいものではなく、小樽市はむしろ遅い方であることにくわえ、双方当事者が住民票を有するという住所要件をお隣の札幌市は設けていないにもかかわらずそれを敢えて小樽市が設けるといことは、本市が性的マイノリティの権利・自由の制約に無頓着であるというマイナスのメッセージを発することになりかねないからです。それゆえ、住所要件は札幌市と同様、「いずれか一方が市内に住所を有する、または、市内への転入を予定していること」にまで緩和すべきであると思います。</p> <p>以上が住所要件の見直しと緩和をお願いする主な理由です。万が一、現行案の住所要件を採用するのであれば、「なぜお隣の札幌市と比較して小樽市は厳しい住所要件を課すのか」という点についての理由の説明は少なくともなされねばならないと思います。何卒よろしく願いいたします。</p>	<p>本制度では、パートナーシップの定義を「互いの人権を尊重し、日常生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束した関係」としており、また、宣誓により二人の関係を婚姻に相当する関係と証明する制度であるため、双方が市内に住所を有する、又は転入を予定していることを要件とさせていただいたところです。婚姻の形態については、同居に限らず、多様であるものと認識しているほか、札幌市が住所要件を変更したことも承知しておりますが、まずはこの形で制度の1月開始を目指し、頂いた御意見に関しては、制度の見直しも含め、より充実したものとなるよう、今後の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。